

# 境港市新しいふるさとでの ライフステージ支援補助金



境港市へ移住を目的として転入する子育て世帯や若者への支援として補助金を交付します。

交付金額 1世帯あたり20万円(定額) ※交付は1回限り

## 交付対象世帯

鳥取県外から境港市に転入した世帯であって、次に掲げる要件を全て満たしている方が対象となります。

- (1) 申請日の前2か月以内に世帯2人以上で新たに住民登録をした世帯であること
- (2) 世帯員のうち1人以上(子を除く)が転入日において満39歳以下であること
- (3) 転入日前1年以内に鳥取県に居住したことがないこと
- (4) 転勤、研修等による転入でなく、本市に継続して3年以上定住する意思があること
- (5) 本補助金の交付の申請をする日において、次のいずれかの要件を満たしていること
  - ア 結婚をして10年以内であること
  - イ 妊娠中の者がいること
  - ウ 高等学校入学前の子がいること
- (6) 本補助金や移住定住等に係る情報発信やアンケート等に協力を行うこと
- (7) 境港市税を滞納していないこと
- (8) 暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者でないこと
- (9) 過去に本補助金の交付を受けた世帯の世帯員でないこと

詳しくはホームページでご確認ください

本補助金以外に地方創生移住支援金、本社機能移転等による移住支援金等の支援制度がございます。移住支援金を受ける際には、移住前に下記の問い合わせ先までご相談ください。

移住定住情報については、右のQRコードからご確認ください。



お問い合わせ

境港市総合政策課

TEL : 0859-47-1024

mail : [sougouseisaku@city.sakaiminato.lg.jp](mailto:sougouseisaku@city.sakaiminato.lg.jp)

〒684-8501 鳥取県境港市上道町3000番地